## 前払輸入保険手続細則·新旧対照表

新	IΒ	備考
前払輸入保険手続細則	前払輸入保険手続細則	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00042	平成29年4月1日 17-制度-00042	
沿革 (略)	沿革 (略)	
令和4年12月20日 一部改正		
前払輸入保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00008。以下	前払輸入保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00008。以下	
「約款」という。)に基づく申込みその他保険契約に係る手続的な事	「約款」という。)に基づく申込みその他保険契約に係る手続的な事	
項については、次に定めるところによるものとする。	項については、次に定めるところによるものとする。	
(電子情報処理組織を使用した申込等)		
第23条 この細則に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるもの		
は、電子情報処理組織を使用して行うものとする。		
<u>附 則</u>		
この改正は、令和5年1月4日から実施する。		